

さいにゆうこくきよかせいど みなお ないよう
Q.5) 再入国許可制度の見直しは、どのような内容ですか？

A.) 有効なパスポートと在留カード（または、在留カードとみなされる外国人登録証明書）を持っている外国人で、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として、再入国許可を受ける必要がなくなりました。この制度を「みなし再入国許可」といいます。ただし、在留期間の満了日（ビザが切れる日）が出国の日から1年以内に来る場合には、在留期間満了日までとなります。海外に1年の期間を超えて滞在した後再入国する予定の人は、これまで通り再入国許可が必要となります。また、有効期間の上限が「3年」から「5年」に延長されました。

さいにゆうこくせいど ぐたいてき てつぎ おし
Q.6) 「みなし再入国許可」の具体的な手続について教えてください。出国のときに入国審査官にそのことを口で告げるだけでよいのですか？

A.) 新しい再入国用EDカードには、「みなし再入国許可による出国を希望します。（希望する場合は、口にチェックしてください。）」という欄がありますので、口にチェックするだけで、これまでの出入国手続と同じように再入国することができます。ただ、出国する空港によっては、まだ古い様式のEDカードを使っているところもあるようです。その場合は、審査官が口頭で（言葉で）確認や説明を行っているようです。

さいにゆうこくきよか う さいにゆうこくきよか しゅつこく
Q.7) 再入国許可を受けずに「みなし再入国許可」により出国した場合、在外の日本大使館などで、再入国許可の期間を延長することはできますか？

A.) みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国の期間が1年を超えたときは、在留資格がなくなってしまいます。1年を超えることが予想される場合は、これまでどおり再入国許可を受けて出国する必要があります。

さいにゆうこくきよか ゆうこうきかん ねん す さいにゆうこく
Q.8) みなし再入国許可の有効期間である1年を過ぎて再入国するときは、どのような手続が必要ですか？

A.) みなし再入国許可の有効期間を延長することはできませんので、在外公館で新たな査証（ビザ）を取ったうえで、改めて新規入国者として上陸申請をしなければなりません。

さいにゆうこくきよか しゅつこく ばあい さいにゆうこくきよかきげん
Q.9) みなし再入国許可で出国した場合、再入国許可期限は、パスポートのどこかに表示されるのですか？

A.) 再入国許可期限がパスポートに表示されることはありません。新しい様式のEDカードには、日本語と英語で、「みなし再入国許可で再入国できる期間は出国の日から1年又は在留期限までのいずれか短い期間です。」と、赤で注意書きが印刷されているだけです。パスポートにスタンプで押される「出国日」から計算して、いつまでに再入国しなければいけないかを、自分でしっかり覚えておく必要があります。忘れないように、気を付けてください。

がいこくじんそうごうそうだん さいたま
「外国人総合相談センター埼玉」：TEL.048-833-3296
げつ きんようび しゅくじつ のぞ
月～金曜日 9:00 am～4:00 pm（祝日・12/29～1/3を除く）

問題5) 再入国許可制度进行了怎样的变更？

答：持有有效的护照和在留卡（或暂时被视为“在留卡”的外国人登录证明书）的外国人，出境后一年之内再入境时，原则上不需要办理再入国许可，这种制度称为“视同再入国许可”。但如果出境后在留期限已不满1年的话，再入国的期限为在留期限到期之日。计划在外国居住一年以上的人，和以前一样需要办理再入国许可，只是再入国许可有效期限的上限由3年延长到了5年。



问题6) “视同再入国”的手续具体怎么办？出境时只要向“入国審査官”口头申报就可以了吗？

答：新的ED卡（出入境卡）增设了“希望利用视同再入国许可出国”一栏。希望利用“视同再入国许可”制度的人只需在这一栏打勾就可以像以往办了再入国许可一样出入境。但是，据了解有些机场还在使用旧版的出入境卡，这些机场则由审查官员进行口头确认或说明。



问题7) 不办再入国许可而利用“视同再入国许可”制度出境的人，能否在日本的驻外大使馆延长再入国有效期限？

答：利用视同再入国许可出境的人，无法在国外延长有效期。出境超过一年的话便丧失在日本的居留资格。如果能预测到出境会超过一年的话，与以往一样应办了再入国许可再出境。



问题8) 出境在外超过“视同再入国许可”的一年有效期限的话，需要办什么手续？

答：因为“视同再入国许可”在国外无法延长有效期，所以需要办的是前往在外国的日本外交机构申请新的签证，再以新的入境者身份申请入境。

问题9) 利用“视同再入国许可”出境的人，再入国的期限印在护照上吗？

答：再入国许可有效期限不再印在护照上。新版的ED卡上仅仅用红色字样的日语和英语注明：“视同再入国许可的期限截至出境后一年或短于一年的在留期限到期之日”。因此需要当事者自己根据盖在护照上的出境日期来推算再入国的期限并记住它。这很重要千万不能忽视。



“埼玉外国人総合咨询中心”：电话:048-833-3296
星期一至星期五 上午9点～下午4点
(法定假日・12/29～1/3除外)